

入札監理小委員会における審議の結果報告 防衛省・航空自衛隊事務用品等調達業務

防衛省・航空自衛隊（以下「空自」という。）の事務用品等調達業務について、民間競争入札を実施するとし、平成 23 年度から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づき、空自から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 確保されるべきサービスの質（要求水準）（実施要項 4 頁）

【論点】

電子カタログを使用した発注時に「受注上限額を超えて受注しないこと」としているが、予算は国が管理すべき事項であり、民間委託すべきものではない。空自の要求はあくまで予算管理にかかる補助的な機能とするべきではないか。

【対応】

「受注することなく空自に通知すること」と修正し、予算管理の補助的機能としての要求であることを明確化した。

2. 意見募集で出された意見への対応

【主な意見】

中小企業の受注機会に配慮してほしい。

【対応】

単独で応札できない場合は、共同体の結成による応札が可能としていること、契約後、電子カタログの運用開始までに十分な準備期間がとれるように修正すること等により、中小企業の受注機会に可能な限り配慮する旨回答することとし、了承した。

このほか、品目リストの細部規格等の修正意見・要望等に基づき必要な修正をした。

3. 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定に関する事項

（実施要項 8 頁）

【論点】

公共サービス改革法の対象事業は、落札者の決定方法として総合評価を採用してきたところ。本件は、総合評価を採用した場合、業務の実施体制等の必須項目については設定できるものの、業務の実施方法等の加点項目については現時点では技術が未成熟であり評価項目の精査ができない（電子カタログの仕様の細部を規定しなければ多様な方法が想定され、会計法に定める「価格により難しい」とする根拠に乏しい等）のではないか。

【対応】

関係省庁と協議した結果、暫定的な措置として加点項目を設けずに、入札参加資格及び提案書評価基準の必須項目の要件をすべて満たし、入札書に記載した金額が予定価格の範囲内であるもののうち、入札金額が最も低い者を落札者として決定することとし、将来的には総合評価への移行も視野に入れた情報収集・検討を行うよう求めた。